

○ 交通安全等広報啓発用電子看板運用要領について

(令和5年12月13日付け香交企第273号)

交通部では、広報啓発用電子看板を導入し、本部正面玄関や交通安全教室等において映像を用いた広報啓発を実施するため、「交通安全等広報啓発用電子看板運用要領」を定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

## 交通安全等広報啓発用電子看板運用要領

### 第1 趣旨

この要領は、交通安全等広報啓発用電子看板（以下「デジタルサイネージ」という。）の運用に関し、必要な事項を定め、もってデジタルサイネージの適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

### 第2 運用体制

#### 1 管理責任者

本部に、次に掲げる事務を処理する管理責任者を置き、交通企画課長をもって充てる。

- (1) 運用責任者の作成したコンテンツ（デジタルサイネージにおいて取り扱われる動画データ及び文字情報をいう。以下同じ。）の掲載処理（掲載、変更又は削除の処理をいう。以下同じ。）に関する事。
- (2) デジタルサイネージは交通企画課で管理するものとし、その保管管理に関する事。
- (3) その他デジタルサイネージの適正かつ円滑な運用を行う上で必要な事項に関する事。

#### 2 運用責任者

所属に、掲げる事務を処理する運用責任者を置き、所属長をもって充てる。

- (1) コンテンツの作成に関する事。
- (2) デジタルサイネージに掲載されたコンテンツ（自所属において作成したものに限る。）の内容の管理に関する事。

### 第3 デジタルサイネージへの掲載処理の手続

デジタルサイネージへの掲載処理の手続については、次のとおりとする。

- 1 運用責任者は、コンテンツの掲載処理をしようとする場合は、別記様式のデジタルサイネージ掲載処理依頼書により、管理責任者に掲載処理を依頼するものとする。
- 2 管理責任者は、1により依頼を受けた場合は、内容の確認を行った後速やかに、デジタルサイネージへの掲載処理を行うものとする。
- 3 掲載処理依頼を受けたコンテンツのうち、管理責任者において掲載の必要がないと判断された場合には、管理責任者の判断において掲載を削除するものとする。

### 第4 デジタルサイネージの運用方法

交通安全教室や会議等で持ち出ししない場合は、本部正面玄関に設置して運用するものとする。

## 第5 運用上の留意事項

- 1 著作権の有無、所在等を確認し、また、必要に応じ許可を得るなど、適切な措置を講ずること。
- 2 香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）を遵守した適正な個人情報の取扱いに努めること。
- 3 コンテンツは、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号）第7号各号における非公開情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない機密性1（低）情報のみを取り扱うこと。

## 第6 その他

本通達に定めのない事項については、その都度、管理責任者が決定するものとする。

（別記様式 省略）